

改正後	現行
<p>第一条～第四条 (略)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、規則で定める介護職員及び看護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>5～10 (略)</p> <p>第六条～第八条 (略)</p> <p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第九条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の紹介等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>第十条～第十五条 (略)</p> <p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則</p>	<p>第一条～第四条 (略)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、規則で定める場合の介護職員及び看護職員（第五十三条第二項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>5～10 (略)</p> <p>第六条～第八条 (略)</p> <p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第九条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設の紹介等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>第十条～第十五条 (略)</p> <p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(新設)</p>

7 | 定める措置を講じなければならない。
(略)

第十七条〜第二十五条 (略)

(緊急時等の対応)

第二十五条の二 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第五条第一項第一号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第二十六条〜第四十七条 (略)

第四十八条 (指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

2〜7 (略)

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

9 (略)

(以下略)

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

6 | (略)

第十七条〜第二十五条 (略)

(新設)

第二十六条〜第四十七条 (略)

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

2〜7 (略)

(新設)

8 (略)

(以下略)